報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年2月23日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

議決を得た契約の変更調書

議案番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
	21. 10. 6 平成21年 第3回足立区 議会定例会で 承認136号 21. 12. 17	西新井小学校改築その 他工事請負契約 [似鳥・小倉・渡建 建設共同企業体]	③変更金額 ① 1,522,395,000 ② 1,672,606,950 ③ 150,211,950	9.9		当初設計より地盤の液状 化判定を厳しくし、杭基 礎の設計をより安全なも のに変更したことによ る。 ①杭径の変更(φ700~ φ1000を全てφ10 00) ②杭本数の増(73本から 77本に変更) ③フーチング形状・配筋 の増 ④地中梁断面・配筋の増
	21. 10. 6 平成21年 第3回足立区 議会定例会で 承認138号 21. 12. 17	中川小学校大規模改修 工事請負契約 [白谷・堀真・高林 建設共同企業体]	① 1,071,000,000 ② 1,115,961,000 ③ 44,961,000	4. 2		学要等全に既に工からのとなって、